

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 天龍村

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	89.2	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	105.6	%
全職員	84.4	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁課長相当職	99.1	%
本庁課長補佐相当職	109.6	%
本庁係長相当職	99.3	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異	
	(男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	-	
31～35年	110.6	%
26～30年	81.7	%
21～25年	101.0	%
16～20年	84.3	%
11～15年	86.7	%
6～10年	103.9	%
1～5年	93.0	%

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員以外の職員に、時給払いの職員は含めない。
(勤務日数及び月の支給額に極端に差がある場合に算定される数字に影響を及ぼすため)

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。